

「現場代理人の兼任に関する取扱」の改正について

「現場代理人の兼任に関する取扱について」の内容を一部改正しましたので、お知らせいたします。

1 現場代理人の兼任に関する取扱について

(1) 現場代理人の兼任の対象となる工事の**件数**を以下の通り変更します。

【現 行】 2 件

【改正後】 2 **又は 3 件**

※件数の変更に伴い、現場代理人の兼任届の様式も変更します。

(2) 現場代理人の兼任の対象となる工事の**要件**を修正します。

詳細は、改正後の「現場代理人の兼任に関する取扱について **1(3)**」をご確認ください。

2 その他

(1) 適用年月日

平成 30 年 5 月 9 日以降に公告又は指名通知する工事から適用する。

現場代理人の兼任届を提出せずに兼任させた場合、現場代理人の兼任届の内容に虚偽があった場合及び兼任を認めた後に虚偽が判明した場合等は、一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止等の対象とする場合がありますので、十分ご留意ください。

(2) 参照

[「現場代理人の兼任に関する取扱について（平成 30 年 4 月 27 日一部改正）」](#)

【問い合わせ先】

一般財団法人札幌市住宅管理公社 総務部 総務課 契約担当係
電話 011-211-3381